

平成 31 年 2 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

平成 31 年 2 月 13 日

富士山南東消防組合議会

平成31年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○議席の指定	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	4
○富士山南東消防組合議会副議長の選挙	4
○議第 1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案	5
○議第 2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第2号)	10
○議第 3号 工事請負契約の締結について(仮称)裾野消防署伊豆島田分署 庁舎建築工事)	12
○議第 4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する 条例案	16
○議第 5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例案	16
○議第 6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を 改正する条例案	18
○議第 7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案	18
○一般質問	19
○閉会の挨拶	29
○閉会の宣告	30
○署名議員	30

平成31年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

平成31年2月13日（水曜日）午後3時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 富士山南東消防組合議会副議長の選挙
- 日程第 5 議第 1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 7 議第 3号 工事請負契約の締結について（（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎建築工事）
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休暇に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 富士山南東消防組合議会副議長の選挙
- 日程第 5 議第 1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 6 議第 2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 7 議第 3号 工事請負契約の締結について（（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎建築工事）
- 日程第 8 議第 4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第10 議第 6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休暇に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第11 議第 7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 一般質問

出席議員（10名）

1番	堀江和雄君	2番	松田吉嗣君
3番	柏木豊君	4番	井出春彦君
5番	石渡光一君	6番	土屋俊博君
7番	下山一美君	8番	佐野利安君
9番	杉山茂規君	10番	土屋主久君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 市 者 長	豊岡武士君	副 管 理 市 者 長	高村謙二君
三 島 市 者 長		裾 野 市 者 長	
副 管 理 町 者 長	池田修君	消 防 長	齋藤忍君
副 泉 町 者 長			
消 防 次 長	古木稔君	三 島 消 防 署 長	風間光明君
消 防 次 長			
裾 野 消 防 署 長	西島弘己君	長 泉 消 防 署 長	加藤浩昭君
裾 野 消 防 署 長			
総 務 課 長	一之瀬徳博君	予 防 課 長	久保田真雄君
総 務 課 長			
警 防 救 急 課 長	小澤達也君	通 信 指 令 課 長	入倉一弥君
警 防 救 急 課 長			

議会事務担当職員

書 記 長	羽田浩二君	書 記	高梨雅規君
書 記	廣瀬正晃君		

開会 午後 3時30分

◎開会の宣告

○議長（土屋俊博君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより平成31年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（土屋俊博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（土屋俊博君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。
本日の日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎議席の指定

○議長（土屋俊博君） これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび新たに裾野市から選出されました3人の議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、佐野利安議員の議席は8番に、杉山茂規議員の議席は9番に、土屋主久議員の議席は10番にそれぞれ指定をいたします。

◎会期の決定

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いた

しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、7番 下山一美君、8番 佐野利安君の両君を指名いたします。

◎富士山南東消防組合議会副議長の選挙

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第4 富士山南東消防組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

富士山南東消防組合議会副議長に佐野利安君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました佐野利安君を富士山南東消防組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、佐野利安君が富士山南東消防組合議会副議長に当選されました。

ただいま富士山南東消防組合議会副議長に当選されました佐野利安君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

佐野利安君、当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

〔議員 佐野利安君登壇〕

○議員（佐野利安君） 皆さん、こんにちは。一言ご挨拶させていただきます。

市民、町民の生命、身体、財産を災害から守る消防の議会、しっかり消防職員が働きやすい環境とするべきと考えております。議長を補佐しながら、しっかり頑張ります。どうかよろしくお願いたします。

◎議第1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第5 議第1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） 議第1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案につきまして、提案の要旨を申し上げます。

平成31年度富士山南東消防組合会計予算案につきましては、歳入歳出ともに総額32億2,600万円としようとするものでございます。前年度当初予算に比べ4億5,900万円、率では約16.6%の増となっております。昨年度の当初予算額を上回っている要因は、裾野市伊豆島田地先に建築いたします消防分署の建築工事経費を計上していることによるものでございます。

平成31年度富士山南東消防組合会計予算書6ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額は、32億2,600万円としようとするものです。

第2条債務負担行為では、10ページ、第2表をごらんください。

三島署及び長泉署の消防車に積載いたします自動体外式除細動器の賃貸借を平成31年度より5カ年で全体額を327万6,000円として、債務負担行為に基づき平成32年度から35年度までの4年間に総額262万1,000円を設定させていただくものです。

次に、第3条地方債でございますが、11ページ、第3表をごらんください。

消防施設整備事業として4億4,000万円、消防車両整備事業として8,620万円で、合計5億2,620万円を限度額とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

6ページにお戻り願います。

第4条一時借入金につきましては、5億円を最高額とさせていただいております。

それでは、歳入の主なものについて御説明いたします。

15ページ、16ページをごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は25億7,339万2,000円で、前年度に比べ9,751万2,000円の増となっております。構成市町の負担金額につきましては、組合規約に基づき平成31年度分より消防費に係る基準財政需要額割での負担割合になります。市町の負担割合及び負担金につきましては、三島市が51.11%で13億1,526万1,000円、裾野市が26.26%で6億7,577万3,000円、長泉町

が22.63%で5億8,235万8,000円となります。

次に、19ページをごらんください。

2款使用料及び手数料、2項手数料は、危険物関係事務手数料等で383万円を計上しております。

次に、21ページをごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、消防車両整備に対する緊急消防援助隊設備整備費補助金として3,931万5,000円を計上するものです。

23ページをごらんください。

4款県支出金、1項県補助金は、消防救急業務用資器材購入などが補助対象となります一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金として1,948万1,000円を計上するものです。

次に、31ページをごらんください。

8款諸収入、1項雑入は、組合から各市町へ派遣する職員の人件費負担金3,723万6,000円や県消防防災航空隊や県消防学校の教官として派遣いたします職員の人件費負担金など総額6,377万8,000円を計上するものです。

次に、33ページをごらんください。

9款組合債、1項組合債は、新分署の建設工事等の消防施設整備事業費組合債として4億4,000万円、また消防車両の更新整備に要する組合債といたしまして8,620万円、合計で5億2,620万円を計上するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

35ページ、36ページをごらんください。

まず1款議会費、1項議会費では、議員報酬及び議会運営に係る経費として106万8,000円を計上しようとするものです。

37ページから40ページを随時お開きください。

2款1項総務管理費では、正副管理者の報酬や各種審査会等委員の報酬、職員被服の整備経費、例規データベースシステムの使用料、事務系コンピューターの維持管理費、そのほか人事給与システム及び消防職員の退職手当に係る負担金、人事管理、財務管理等の事務費に要する経費といたしまして、合わせて2億566万2,000円を計上し、41ページの2款2項の監査委員費では、委員報酬及び監査に係る事務費といたしまして12万4,000円をそれぞれ計上しようとするものでございます。

43ページ、44ページをお開きください。

3款1項1日常備消防費では、人件費として各市町から派遣していただく事務職員の人件費負担金など合わせて20億3,773万6,000円を計上し、救急高度化推進事業では、救急救命士養成負担金や救急業務に係る経費といたしまして4,657万1,000円を、46ページになりますが、消防防災事業では、消防業務や救助業務に係る経費のほか消防車両や消防施設の修繕費、機械器具費などを合わせまして1億4,523万1,000円を、また48ページに記載の消防指令センター運営事業では、通

信指令システムや消防救急デジタル無線の保守に係る経費など1億3,059万3,000円を計上するもので、1日常備消防費全体では23億6,013万1,000円を計上しようとするものです。

続いて、47ページ、48ページをお開きください。

3款1項2目の消防施設費では、消防施設整備事業として裾野消防署伊豆島田分署の建設工事費、また車両乗り入れ口の地盤改良や道路改良費として合計4億9,111万円を計上し、消防車両整備事業では、三島消防署の救助工作車更新整備に要する経費といたしまして1億4,849万5,000円を計上しようとするものです。

51ページをお開きください。

4款1項公債費では、平成28、29年度に借り入れた地方債償還の元金分として290万円を、また地方債に係る利子及び一時借入金の利子を合わせ125万4,000円を計上し、4款公債費全体では総額415万4,000円を計上しようとするものです。

また、不測の事態に対応するための経費といたしまして、53ページに記載のとおり5款1項予備費に1,525万6,000円を計上しようとするものです。

当初予算案に関する説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑につきましては、1回の発言につき、おおむね3分をめどとすることになっておりますので、整理して発言するようお願いいたします。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

井出春彦君。

〔議員 井出春彦君登壇〕

○議員（井出春彦君） それでは、通告に従いまして、平成31年度富士山南東消防組合会計予算の歳出について幾つかお伺いします。

まず2款総務費、ページ数40ページ、人事評価制度コンサルティング業務委託料が前年度より安価になっている理由、またそのページの職員昇任試験委託料、これも前年度よりも30万ほど高くなっている、その理由をお伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 井出議員の御質問にお答えさせていただきます。

当消防組合では、人材育成や組織マネジメントの向上などを目的といたしまして、職員の職務遂行能力及び業務実績に基づく人事評価制度を実施しております。

御質問の業務委託につきましては、当消防本部の人事評価制度が公平公正な制度となりますよう本年度、評価者及び被評価者の研修を行ってまいりました。本年度は7回実施させていただきました。次年度におきましては、制度に対する職員の習熟度も増してきておりますことから、研修の回数を減らしまして、来年度は計4回を予定させていただいております。このことから予算額につきましては、減額をさせていただいているわけでございます。

次に、職員の昇任試験の委託料の増額につきましてですが、これにつきましては監督者の立場でございます消防司令試験に5肢択一の筆記試験を加えたこと、また消費税の増税が見込まれますことから、今年度予算に比べまして増額となっております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 続きまして、3款の消防費についてお伺いします。ページ数は44ページです。派遣職員人件費負担金が前年度より400万円も減の理由についてお伺いします。

また、46ページの救急救命士の養成、先ほど説明ありましたが、研修負担金、これを何人予定しているかお伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 派遣人件費負担金に関する御質問にお答えいたします。

派遣人件費負担金につきましては、組合の構成市町より派遣していただいております行政職員の人件費を各市町にお支払いするものとなっております。当初予算では現在派遣されております職員が引き続き派遣されることを想定いたしまして、人件費を計上しております。

平成30年度の予算では、平成29年当時に派遣されていた職員に係る人件費で積算しておりますが、来年度予算案では、現在派遣されております職員の人件費をもとに積算しておりますことから、派遣されます人数、それから職員の職位、または家族の状況や諸手当の実情により差が生じておりますことから、今年度と比較しまして減額しようとするものでございます。

次に、救急救命士の養成負担金につきましては、今年度と同様に3名の派遣研修を計画しております。前期に1名、後期に2名の職員を救命研修所に派遣し、救急救命士の養成を計画するものでございます。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。席にお戻りください。

次に、堀江和雄君。

〔議員 堀江和雄君登壇〕

○議員（堀江和雄君） では、引き続きまして、第1号議案の平成31年度富士山南東消防組合会計予算案について幾つか確認をさせていただきたいと思っております。

初めに、3款消防費、1項消防費、1日常備消防費の46ページ、消防防災事業に、先ほど消防長より説明がございましたが、この施設保守点検業務委託料、これは全般分遣所、さまざまな施設の点検業務というふうに理解をしております。これは必ずしなければいけない点検、それから推奨点検さまざまあるかと思いますが、この点検業務の委託料の内容について少し伺います。

そして、あわせて消防指令センターの運営事業について、48ページですが、指令システムの保守点検業務委託料、こちらもデジタル化に伴いまして2市1町のシステムがスタートした、このように認識をしておりますが、このシステムについても業務点検、さまざまな点検があったと思っております。また、デジタル化に伴いまして、消防救急デジタル無線の保守点検業務委託料、この内容についても、わかる範囲で一括してお伺いします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 私からは、3款1項1日常備消防費のうち消防防災事業の施設保守点検業務委託料の内容につきまして御説明させていただきます。

この施設保守点検業務委託には、各消防署、分遣所等にごございます非常用電源設備の保守点検業務のほか、中央監視装置設備、またエレベーター設備、自動ドアや空調設備等の機械設備を適正に維持管理していくために保守点検を委託しようとするもので、現在33業務を予定してございます。

委託発注業務につきましては、広域化前にそれぞれの自治体で契約しているものもございまして、そういった関係で、設備の種類やメーカー等が各消防署によって違いがありましたけれども、消防広域化以降、発注仕様書を極力統一いたしまして、係る経費の軽減化に努めております。

○議長（土屋俊博君） 入倉通信指令課長。

○通信指令課長（入倉一弥君） 続きまして、消防指令センター運営事業の指令システム保守点検業務についての御質問にお答えします。

指令システムの保守点検業務委託料について御説明いたします。

指令システムは、消防指令センター内にあります指令装置、表示盤、位置情報システム、ネットワーク設備、放送設備、メール指令設備、Webカメラ、プリンターなどで構成される設備のほか、各署、各分遣所に設置しております受令装置、ネットワーク機器類から構成され、119番通報から消防隊を出動させるためのシステムでございまして。

この指令システムの保守につきましては、年1回消防指令センターや各署所の機器等について精密点検を行うほか、24時間対応の緊急保守を行うものです。

続いて、消防救急デジタル無線保守点検業務委託料について御説明いたします。

デジタル無線については、各署に設置された基地局3基、車載無線局46基、可搬型無線局6基、卓上型無線局2基のほか端末受令機22基など年1回の保守点検に加え、署活系無線局95基の点検を含む委託料となります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

○議員（堀江和雄君） はい。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 平成31年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（土屋俊博君） 起立多数と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第6 議第2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） それでは、議第2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）につきまして御説明いたします。

平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）2ページをごらんください。

補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,895万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億4,544万2,000円としようとするものでございます。

それでは、歳入より御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

平成30年中に東京在住の土屋孝司様より、裾野市須山地域の救急業務に資するためという趣旨で20万円の寄附がございましたことから、6款1項寄附金を20万円増額し、5,020万1,000円にしようとするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

4款1項雑入を1,194万2,000円増額し、6,966万6,000円にしようとするものです。

これは、昨年8月と9月に発生いたしました落雷により被災しました裾野消防署及び消防指令センターの機械設備修繕に要します補償金として、全国市有物件災害共済金より845万1,000円を収入するほか、構成市町や県防災航空隊や県消防学校に派遣しております職員の人件費負担金の増額など総額1,194万2,000円を増額するものです。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

9款1項組合債を3,110万円減額し、1億2,290万円にしようとするもので、これは裾野市伊豆島田地先に建設します新署所の実施設計業務委託の入札差金によるもので、地方債の補正につきましては、5ページ、6ページに記載のとおりでございます。

続きまして、歳出の補正につきまして説明をいたします。

16ページ、17ページをごらんください。

2款1項1目一般管理費の補正につきましては、88万2,000円を増額し、2億578万7,000円にしようとするものです。これは市町職員退職手当事務負担金の増額によるものです。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

3款1項1目常備消防費の補正につきましては、635万4,000円を増額し、23億2,586万3,000円にしようとするもので、19ページに記載の人員費では、人事院勧告に伴う給与改定による増額及び職員構成の変動により1,522万9,000円を増額しようとするものです。詳細につきましては、22ページに記載のとおりでございます。

また、同じく19ページの中段になりますが、救急高度化推進事業及び消防防災事業では、臨時雇い賃金や消防大学の研修負担金の減額などにより、救急高度化推進事業で151万9,000円を、消防防災事業で278万円をそれぞれ減額しようとするものです。また、消防指令センター運営事業につきましては、消防救急デジタル無線の保守点検業務委託の減額のほか、新元号の発表が本年4月1日になりましたことから、改元に伴うシステム変更経費を減額するもので、消防指令センター運営事業として457万6,000円を減額しようとするものです。

以上のことにより、常備消防費全体では635万4,000円を増額しようとするものです。

次に、3款1項1目消防施設費の補正につきましては、先ほど説明させていただきました新署所の実施設計業務委託料の入札差金により3,110万円を減額し、2目消防施設費を1億9,259万9,000円にしようとするものです。

続いて、20ページ、21ページをお開きください。

5款予備費につきましては、歳入歳出補正分の差額490万6,000円を増額し、総額を1,788万5,000円としようとするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

井出春彦君。

〔議員 井出春彦君登壇〕

○議員（井出春彦君） 通告に従いまして、平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案の歳出についてお伺いいたします。

3款消防費、19ページです。先ほど説明ございました消防救急デジタル無線保守点検業務委託料の243万円という金額が提示されております。その補正の細かい理由をもし教えていただければと思います。

○議長（土屋俊博君） 入倉通信指令課長。

○通信指令課長（入倉一弥君） 消防救急デジタル無線保守点検業務委託料の補正理由について御説明いたします。

無線局の免許の更新は5年ごとに行う必要があります。また、免許の更新とは別に、総務省東海総合通信局によります定期検査を受ける必要があります。このことから、本年の免許更新に合わせ、定期検査に必要な点検及び報告書作成業務などを今年度実施予定としておりましたが、東海総合通信局の予定変更により次年度になったため、無線局の免許の更新は行うものの定期検査

に伴う点検費用と報告書作成費用を減額するものです。

以上です。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

○議員（井出春彦君） はい。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 平成30年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 工事請負契約の締結について（（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎建築工事

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第7 議第3号 工事請負契約の締結について（（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎建築工事）を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） 議第3号 工事請負契約の締結（（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎建築工事）について提案要旨を申し上げます。

本案は、広域消防運営計画に基づき、消防力の充実強化を図ることを目的といたしまして、構成市町境に（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎の建築工事請負契約を締結するものでございます。

工事概要といたしましては、鉄骨づくり2階建ての建築工事を実施するもので、工事規模は建築面積594.95平方メートル、延べ床面積955.63平方メートルであります。施設につきましては、職員の執務室や仮眠室を初め出動準備室、救急消毒室など消防庁舎として必要となる基本的な設備を整備するほか、災害時においても救急車等の緊急車両の出動を円滑に行うための自家用給油設備を設置いたします。

なお、工期は2020年3月31日までとするものです。

本案につきましては、平成30年12月26日に制限つき一般競争入札に付したところ、3社の応札があり、裾野市富沢394番地の1、渡辺建設株式会社が3億4,560万円で落札し、同年12月28日付で仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

堀江和雄君。

〔議員 堀江和雄君登壇〕

○議員（堀江和雄君） それでは、議第3号 工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

先ほど消防長からお話がありました。このお話も踏まえて、この入札の状況について改めて伺います。

それから、2点目として、この分署庁舎建設、この南東消防本部組合になって初めて、こういった建物の建設ということのようだと思いますが、この工事及び附帯設備への起債対象、また補助金対象について、この2点について、まず伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 堀江議員の御質問についてお答えさせていただきます。

本工事請負契約につきましては、昨年12月13日に公告を行い、入札を12月26日に実施したものでございます。この入札につきましては、制限つき一般競争入札に付して行ったものでございますが、この制限内容につきましては、地方自治法の施行令に定めます制限のほか、構成市町に主たる営業所を有しているものや公告日現在、静岡県における建築一式A等級またはB等級に格付されているなどを制限の内容とさせていただいております。公告に基づきまして3社が入札参加していただきまして、その結果、裾野市にあります渡辺建設株式会社が落札したものでございます。落札率につきましては、99.6%でございます。

次に、分署庁舎に関します補助対象についてのお尋ねですけれども、消防署庁舎や分署庁舎等の建設につきまして、従前より国費や県費の補助はございません。また、この分署庁舎に検討しております附帯設備につきましても、該当する補助制度はございません。このような建設工事等につきましては、消防広域化に際し策定いたしました広域消防運営計画に基づく署所整備となりますことから、充当率100%で交付税算定率70%の緊急防災減災事業債を活用とするものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） よくわかりました。

続きまして、この富士山南東消防組合になりまして初めての庁舎建設ということですが、この完成後の名義、それから所有権、今後の管理について伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 御質問いただきました本庁舎の名義、それから所有権に関する御質問にお答えさせていただきます。

富士山南東消防組合で既にこの建設に伴い必要となります土地、求めました土地につきましては、既に組合の名義となっております。また、これから建設いたします消防庁舎につきましても、当然富士山南東消防組合の所有ということで維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 少し確認ですが、分遣所建物についての所有権は南東消防組合に所属するということわかりました。1つ追加ですが、各消防本部、消防車、救急車、こういったものについての名義についての点を確認したいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 現在使用させていただいております消防庁舎、それから消防車両につきましても所有権に関する御質問ですけれども、現在富士山南東消防組合は構成市町から建物、それから車両については無償で貸与をさせていただきまして使わせていただいている状況でございます。今後、消防組合で整備いたします車両もしくは消防庁舎につきましては、消防組合の所有として今後維持管理していくこととなります。

以上でございます。

○議員（堀江和雄君） 以上です。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

下山一美君。

〔議員 下山一美君登壇〕

○議員（下山一美君） ただいまの入札について改めて伺いたいと思います。

最初に、先ほど落札率について、私、聞きそびれたものですから改めて御報告をいただきたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 落札率につきましては99.6%でございました。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 99.6%というのは、極めて私としては高い落札率ではないかと。ほとんど予定価格と同額です。一般的には建設工事等では99.6%程度ですと、これは今回がどうということではなくて、一般論として談合等が疑われる水準の率だというふうに言われております。そこを大変心配するところですが、入札の目的は御案内のように入札によって、いわゆる業者が競争して地方公共団体にとって最も有利な条件をもって締結をするというのが目的なわけですので、99.6%というのは予定価格に比べてほとんど変わらないということで、競争入札という性格から

すると、その成果が得られなかったのではないかと私は見られる部分があります。

なぜかといいますと、競争入札の長所というのは、やはり機会均等の原則にのっとって透明性や競争性、公正性、経済性を確保するということにあるわけですので、1つお尋ねしたいのは応札者が3社となっております。制限つき競争入札にした上で結果的に3社になったということと、改めて落札率の99.6%についてどのように評価されているか確認したいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 下山議員のお尋ねにつきましてお答えさせていただきます。

ただいま下山議員の御発言にありましておおり、応札者は3社でございました。私どものほうでこの工事を発注するに当たりまして、工事の品質を確保するために県の基準でありますA等級B等級ということできくりをさせていただいております。このA等級B等級に該当する事業所がこの構成市町内では全部で11社ございました。これ内訳といたしましては、三島市に6社、裾野市に3社、長泉町に2社ということで、計11社の方が制限つきの入札に応札できるような状態になっておりました。

また、この公告につきましては、当消防本部のホームページ、それから構成市町のホームページ等にも御協力をいただいてリンクを張らせていただいて情報提供を求めたものでございます。

お尋ねの落札率が高いのではないかとという御質問なんですが、この評価につきましては本年平成30年、静岡県内の建築工事で1億円を超えるような案件につきまして私ども調べさせていただいたんですが、平均の落札率は95.6%でございました。一番高いところは100%というところがあったり、99.5%というところがあって、一方、安いところは88.9%で落札しているという事業所もございました。

私どもといたしましては、制限つき一般競争入札として2市1町の工事事業者を対象としておりまして、市町単独での発注に比べますと対象事業者数が多くなっておりますので、競争原理が働いていたのかなというふうに評価しております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 確かにそういう評価を当局側はされているということでもあります。県内の他の事業の平均が95.6%ですから、平均値からするとそれよりも高いと。限りなく100%に近い。100%という事例があるというふうにおっしゃったけれども、これですと入札の意味がなくなってしまうわけですね。

ですので、やはり入札の目的を達するためには、より適切な形での入札をするということが必要なわけですが、今回11社が制限の条件の中にあるという中で、3社の応札に終わっているということについては、その制限つきの制限の設定が必ずしも適切ではなかったのではないかとというふうに考えられるということと、もう一つは、なぜ3社しか応札しなかったのかという背景も的確に捉えないと、これから以降の入札において、こちらが一旦条件を示して制限をつけて入札をするに当たっても、常に少数の応札に終わり、そして落札率が非常に高くなるということが繰り返

返されてはならないというふうに私は思いますので、そのあたり今後どのように対応されるのか、考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいま下山議員から御提言いただきました内容につきましては、私どもも、より小さい経費で最大の効果を上げられるようなものをつくりたいと思うのは同じ考えかなと思います。一方で品質が悪いものをつくるというわけでもございませんので、どうしてもある一定の品質を確保するためには、それなりの事業をやってきた会社さんを絞り込ませていただいたのが実情でございます。

11社ある中で、たった3社しか応札してないじゃないかというお話になりますけれども、今後は広く公告のあり方についても、いま一度検討させていただくとともに、御指摘いただきましたような落札率が高いじゃないかという疑念を持たれることがないように努めてまいりますけれども、近年、社会情勢の中で工事案件がオリンピック前等も踏まえまして、いろいろなものが上がっている中で、1つには企業努力の成果もあるのかなというふうには考えております。

今後、多くの御提言いただきましたことを踏まえまして、よりよい入札制度ができるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 工事請負契約の締結について（（仮称）裾野消防署伊豆島田分署庁舎建築工事）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手多数と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

◎議第4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第8 議第4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案から日程第9 議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案までの2件を一括議題といたします。

2件について、当局から提案理由の説明を願います。

齋藤消防長。

○消防長（齋藤 忍君） それでは、議第4号、議第5号の条例改正2件を一括して御説明申し上げます。

議第4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員が赴任に伴って住所または居所を移転する際に、定額で支給いたします移転料の支給要件を明確にする改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、昨年8月に一般職の国家公務員に対して行われました人事院勧告を踏まえ、本組合におきましても、それに準じた改定を行おうとするものでございます。改正内容につきましては、官民格差等に基づく給与水準を改定するもので、平成30年4月1日にさかのぼり、給料月額を平均0.2%引き上げるとともに、勤勉手当の額を年間0.05カ月分を上げようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第4号について質疑に入ります。
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第5号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第5号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決されました。

これより議事第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

◎議第6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例案

◎議第7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第10 議第6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案から日程第11 議第7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案までの2件を一括議題といたします。

2件について、当局から提案理由を説明願います。

消防長。

○消防長（齋藤 忍君） それでは、議第6号、議第7号の条例改正2件を一括して御説明申し上げます。

議第6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されることに伴い、富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例中の学校教育法の引用箇所の改正を行うもので、平成31年4月1日より施行しようとするものでございます。

続きまして、議第7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

本案につきましては、昨年の通常国会において、不正競争防止法等の一部を改正する法律が可決成立し、工業標準化法が一部改正され産業標準化法に変わり、「日本工業規格」が「日本産業規格」に変わりますことから、富士山南東消防組合火災予防条例での記載を「日本工業規格」から「日本産業規格」に改正するもので、上位法の施行日に合わせまして平成31年7月1日より施行するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより議第6号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第6号について質疑を打ち切ります。

次に、議第7号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、議第7号について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第6号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。

これより議事第7号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 富士山南東消防組合火災予防条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第7号は原案どおり可決いたしました。

ここで議事の都合により休憩をいたします。

なお、再開は16時35分とします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時34分

○議長（土屋俊博君） 皆さんおそろいようですので、時間が少し早いですが、休憩を閉じ会議を再開いたしたいと思えます。

◎一般質問

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第12 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

これより発言順位に従いまして、4番 井出春彦君の発言を許します。

井出春彦君。

〔議員 井出春彦君登壇〕

○議員（井出春彦君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は長泉町の議員でございます。皆さんはよく新聞報道で1月30日に東名のほうでのり面火災がございました。その辺について触れたいと思えます。

1月31日、新東名高速道路、長泉町地先にあります東野地区でのり面火災が起きました。中日本道路管内での延焼で済んで、山火事にならなくて本当に幸いでした。高速道路の消火対応はど

のようになっているか。また、ここ何年かで新しい道路が幾つか当然この管内にできております。のり面が草や木で荒れているところが多く見かけるようになりました。環境への配慮、金額等で、のり面を全てコンクリートブロックを積み上げる対応というのは、なかなか難しいことはわかっております。のり面火災への対応は、運転手のマナー、たばこ等々の周知と消防署・警察の連携強化並びに消防団との協力体制がより一層必要と私は考えます。

そこで、のり面火災の対応についてお伺いいたします。

まず最初に、南東消防の管内の東名高速道路並びに新東名高速道路ののり面火災対応はどのようになっているか、また警察署、消防団との連携対応はどのようになっているかをお伺いします。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） それでは、東名高速・新東名高速道路でののり面火災対応についてお答えいたします。

管内にインターチェンジがある消防本部は、相互の申し合わせにより出動範囲を取り決めし、対応しております。

東名高速道路では、裾野インターチェンジから御殿場インターチェンジ間の上り線を富士山南東消防本部が、下り線を御殿場・小山消防本部が本線上の火災や救急事案を対応しております。

同じく裾野インターチェンジから沼津インターチェンジ間の下り線を富士山南東消防本部が、上り線を駿東伊豆消防本部が管轄し対応しています。

また、新東名高速道路では、長泉沼津インターチェンジから御殿場ジャンクション間の上り線を富士山南東消防本部が、下り線を御殿場・小山消防本部が管轄し、長泉沼津インターチェンジから新富士インターチェンジ間の下り線を富士山南東消防本部が、上り線を富士市消防本部が管轄し、事案対応しております。

また、災害発生時、本線以外からの対応として、発生場所の所在地を管轄する消防本部からも延焼拡大を防御するために消防車両が出動します。

なお、高速道路本線上の災害に対しましては、管轄する消防本部のほか、ネクスコ中日本や高速道路交通警察隊などの関係機関と連携して活動しております。

先ほど議員おっしゃいました本年1月30日の新東名高速道路内ののり面火災では、出火場所が長泉沼津インターチェンジ出口付近でしたが、下り線だったため本線上からの消火は御殿場・小山消防本部が行い、当消防本部からは本線以外の延焼防止のため消防隊2隊、救助隊1隊、救急隊1隊、水槽車1隊と指揮支援隊が出動し活動いたしました。

また、さらなる延焼拡大が懸念される場合には、地元消防団にも御協力いただくなどして被害の早期収束に努めてまいります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） そうすると、あその長泉町東野の火災は確認なんですけれども、南東消防の範囲じゃなかったという確認でいいですね。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 先ほど言いましたように地番的には長泉町なんですけれども、下り線ということで管轄外ということになります。

○議長（土屋俊博君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 続いて、管轄内の国道、また県道ののり面火災対応についてお伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 国道、県道ののり面火災対応についてお答えいたします。

国道や県道、または鉄道沿線などののり面火災については、出動計画に基づいて消防隊や救助隊などが出動します。先ほど御指摘ありましたとおり、火災予防の観点からは枯れ草調査等を行うなどして、危険性のある場所については引き続き関係機関に連絡し、適正な処理を依頼してまいります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） そうすると、南東消防以外のほかの県内の消防署の対応も同じという理解でよろしいですか。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） 関係機関への依頼とかは各消防本部で行っている同じ対応だと思います。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

井出春彦君。

○議員（井出春彦君） それでは、私からの提言というか、最後の質問になりますけれども、のり面火災から山林に延焼して山火事になることも当然想定されます。そこで、自衛隊の協力体制やヘリコプターの消火などはあるのか伺います。考え方があるのかお聞きします。

○議長（土屋俊博君） 小澤警防救急課長。

○警防救急課長（小澤達也君） のり面火災に自衛隊の協力体制はあるかの質問にお答えいたします。

のり面火災に限らず、通常の火災災害の対応につきましては、当消防本部が保有する消防力を最大限に活用し対処します。また、保有する消防力では対処が困難となるおそれがある場合には、地元消防団や近隣消防本部に対し応援を依頼し、災害被害の最小化に努めてまいります。

現状では、通常火災において自衛隊との申し合わせ等は締結していません。しかしながら、甚大な災害が発生した場合には自衛隊の派遣要請を行うことも考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） よろしいですか。

井出春彦君。

○議員（井出春彦君） のり面火災が起きないように南東消防の管轄の市町、行政側から国や県、または中日本にしっかりと整備をしてもらうように要望して、私の一般質問を終わりにします。

○議長（土屋俊博君） 以上で4番 井出春彦君の発言を打ち切ります。

次に、1番 堀江和雄君の発言を許します。

堀江和雄君。

〔議員 堀江和雄君登壇〕

○議員（堀江和雄君） それでは、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、消防職員の昇格試験など今後の消防体制について何点か確認をしたいと思います。

平成28年4月に三島市、裾野市、長泉町の消防事務の広域化がスタートいたしました。消防事務の広域化がスタートして2年と10カ月が経過をしました。裾野市、長泉町、三島市の市町境付近の消防力強化と広域化により20万4,000人の方の生活を見守る業務としての拠点が整備されていくと思います。その上で、今後の消防力を担う上で何点か確認したいと思います。

採用につきましては、一昨年は当初12名の採用の発表があり、最終的には10名、昨年が9人、このような状況でございます。現在の欠員と条例定数252人の維持があるかと思いますが、消防力の整備指針、これらもございますが、市町の消防職員の合計をしますと252名、この職員の今後の考え方、これからの採用計画、新年度の採用人数について、そして現在これからの乗りかえ運用の現状とその解消に向けての人員確保について伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 堀江議員の御質問についてお答えさせていただきます。

現在、消防職員数は条例定数252名に対しまして249名でございます。そのうち2名は先ほど来話に出ています県防災航空隊及び県消防学校のほうに派遣しておりますことから、現在管内で業務を行っております消防吏員は247名となっております。

また、来年度ですね、平成31年度の新規職員の採用予定人数は5名を予定しております、この人数は職員の退職補充をお願いするものでございます。

御質問いただきました職員数に対する今後の考え方につきましては、以前にも御説明させていただいておりますが、今後新たに示されます消防力の整備指針に基づきまして、適正な消防力を図ってまいりたいと考えております。

次に、車両の乗りかえ運用につきましては、現在三島、裾野、長泉の3消防署で乗りかえ運用を行っているほか、三島消防署の北分遣所、裾野消防署の茶畑分遣所及び須山分遣所におきましても、一部の車両を除きまして乗りかえ運用を行っております。

御質問の今後の解消対策につきましては、職員の増員や緊急車両の削減等のほか、署所の統合によります職員の専従化等が考えられますが、それぞれに長所短所がございます。署所の統合による専従化につきましては、建設予定の伊豆島田分署において専従救急隊を1隊配置する予定でございますので、若干ではございますが、乗りかえ運用が解消されることとなります。

今後、当地域におきましても、消防力を低下させることなく乗りかえ運用の解消に向けてどのような方策がとることができるのか、他の消防本部における解消対策等も踏まえまして、人員確保の方策について調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。

来年度、新年度ですね、採用人数の予定が5名と伺いました。まず、私少し懸念をするのは、新しい方を毎年、一定定数採用して、新しい血を入れていく、若い方を採用していく、これは非常に組織においても大事なことかと思いますが、今後のこの数が減っていくということがあってはならないのではないかとというふうに思いますが、この新人の採用人数、これについて、この見解について改めて伺います。

また、乗りかえ運用につきましては、全てを乗りかえ運用ということは申しません。必要に応じて必要なところが、その人員がいなくて乗りかえ運用になってしまっている。ここは解決をしなければいけないというふうに思いますので、つつがなくよろしく願いをいたします。その採用人員についての考え方を再度伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 採用人員の確保につきましては先ほども申し上げましたが、今後示されます消防力の整備指針でどのようにその基準となる数字が動くかということ踏まえながら、適正な消防力確保に努めてまいります。消防力を維持していくこと、これは最低限の義務と考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、次の質問にいきます。

平成29年2月に質問させていただきました各市町の試験、この統一化についてでございます。広域化当初は2市1町がそれぞれ対応していたかと思いますが、その後の昇格試験について伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 御質問いただきました昇格試験につきまして御説明させていただきます。

消防職員は平成28年度まで構成市町からの派遣でございましたことから、28年度までにおきましては各市町の基準によりまして昇格が行われておりました。富士山南東消防本部は平成29年度より、御提言いただきましたとおり、統一した試験で公平公正に昇格を進めるようにという御提言がございましたことから、29年度より昇格試験を実施できますよう富士山南東消防組合職員の任用に関する規則、それから階級試験要領及び試験委員会要領を定め、消防司令、消防司令補、消防士長の階級につきまして試験を実施しているところでございます。

また、この試験につきましては、公平公正な取り扱いをするため、筆記試験に関しまして試験

問題の提供、それから採点などを外部に委託し実施しているところでございます。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） よくわかりました。ありがとうございます。

3番目に、広域消防運営計画、財政計画、これが初年度に10年間の計画が示されました。あわせて財政計画が示されまして、この議会、当初に財政計画、これまでの負債についても説明がございました。今後3年目、4年目に入るかと思いますが、この消防広域化後10年間は必要な庁舎、設備の財政措置ができると。5年間は車両の購入についての措置がある。このよう認識をいたしますが、改めて今後の分遣所の強化、それから消防車両の購入など財政措置について伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 消防広域化に対します財政措置についての御質問についてお答えさせていただきます。

既に御案内のとおり、広域消防運営計画に基づいて必要となります消防署所の整備、また消防本部の統合により効率化を図るという目的で機能強化を図る消防車両等の整備につきましては、緊急防災減災事業債の活用が可能となっております。

また、県の広域化推進計画の重点地域内で広域化した消防本部におきましては、補助対象車両の整備に関しまして国の補助金交付決定に特別な配慮が図られることとなっております。

現時点におきまして当該制度の変更は示されておきませんので、当消防組合の事業におきましても、広域消防運営計画に定めます各種事業のうち、広域化により機能強化される消防車両の整備、また広域化に伴って再配置が必要となります庁舎の建設につきましては、有利な財政措置を受けることが可能と考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。

続きまして、今、広域の消防運営計画、このことに触れていただきましたが、この運営計画、それから財政計画、さまざまな署所の新規用地取得等の計画がございしますが、この計画は計画でありますので、今後、分遣所の強化、また用地の取得前倒し、必要ならば新たな追加経過は可能であるのかどうか、考えを伺います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 御質問いただきました広域消防運営計画内の事業の前倒しにつきましては、世界情勢や地方自治体を取り巻く環境の変化などから、事業を前倒していくことは国や県の理解を得られることを考えております。一方で、事業の追加につきましては、その必要性について十分説明ができることが必要であると考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ありがとうございます。

前倒しが可能だという発言をいただきました。また、新たな計画も必要だけれども、これは消防組合ですが、実態の財政のところは三島市、裾野市、長泉町の皆様に御協力をいただかなければいけない、このこともよくわかりますので、今後必要なものがあれば積極的に議論をして検討していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 以上で1番 堀江和雄君の発言を打ち切ります。

一般質問の途中ですが、ただいま豊岡管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

○管理者（豊岡武士君） 議事の途中で大変恐縮でございますが、急用ができましたものですから、あと副管理者のほうにお願いするということでお許しいただけますでしょうか。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（土屋俊博君） ただいま豊岡管理者から退席の申し込みがありました。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） では、御苦労さまでした。

〔管理者 豊岡武士君退席〕

○議長（土屋俊博君） 次に、7番 下山一美君の発言を許します。

下山一美君。

〔議員 下山一美君登壇〕

○議員（下山一美君） 一般質問させていただきます。

入札の条件及び経過等についてと題してお尋ねしたいと思います。

公共団体である当組合は、建設工事及びその他の事業を発注するに当たって、入札により最も有利な条件で契約を締結することは当然のことです。一方で、機会均等の原則のっとり、透明性、競争性、公正性を確保することも重要です。その観点から、昨年12月7日実施の公共施設等総合管理計画策定支援業務委託の入札について、入札の条件及び経過等について伺いたいと思います。

公共団体の入札は、一般競争入札を基本にして制限つき一般競争入札や指名競争入札などがあり、契約方法としては入札によらない随意契約等があります。それぞれにメリットやデメリットがあるとされていますが、本公共施設等総合管理計画策定支援業務委託では指名競争入札で実施されております。この指名競争入札のメリットは、一般的には一般競争入札に比べて不良・不適格業者を排除できること、さらに契約担当者の事務上の負担や経費の削減を図ることができることとされています。デメリットとしては、指名される者が固定化される傾向があるとか、談合が容易であることなどが指摘されています。

そこで、まず指名競争入札にした理由を伺いたいと思います。指名競争入札によることのできる要件として、地方自治法の第234条第2項ほか地方自治法施行令第167条により、次のいずれ

かの場合には指名競争入札にすることができるというふうに条件が示されておりますが、今回まず指名競争入札にした理由を伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 下山議員の御質問にお答えさせていただきます。

本事業は、構成市町から無償貸与され、消防組合で維持管理しております消防施設につきまして個別施設ごとの現地調査、劣化診断等を行いまして、維持管理の手法、それから優先順位等を検討し、施設等維持管理に係る経費の平準化や施設の長寿命化に資する計画の策定支援を委託するものでございます。

この業務委託に当たりましては、国が示しておりますインフラ長寿命化基本計画あるいは公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてなどの通知等を十分理解していることが事業を進めていく上で重要であると考えまして、組合構成市町に入札参加資格登録されており、過去数年のうち官公庁における類似事業の実績がある者を条件とした指名競争入札とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） いわゆる実績、経験等を重視したというふうに受けとめました。先ほど紹介した地方自治法とか地方自治法施行令等の規定では、契約の性質、目的が一般競争入札に適しない契約だということ、2つ目に、入札に加わるべきものの数が少数だということ、3つ目に、入札に付することが不利と認められること、この3点を示しているんですね。これから比較しますと、実績とか、そうしたものだけで評価をすることについては必ずしも適正と言えるかどうか若干疑問を感ずるところです。

次に、入札結果表についてはホームページ等でも公表されていますし、いただいておりますので、これを見ますと、入札方法で指名競争入札と明記されていますが、契約金額が318万6,000円ということで予定価格が示されておられません。そこで、予定価格及び落札率について伺いたいと思います。

もう一つ、この入札結果表を見ますと、5社が応札をされているというふうに思いますが、そのうち4社が辞退をされていて1社のみが応札ということで、1回の入札で1社応札で落札という状況がこれから読み取れるわけですが、1社応札になった要因、原因はどこにあるか、どのように認識されているか確認したいと思います。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本件に関しましての予定価格につきましては319万6,800円ということで、こちらにつきましては平成30年度の当初予算の委託料の中でこちらはもう明記されております。指名した業者数は5社ということで、これについてはなぜかということの御質問ございましたけれども、これにつきましては富士山南東消防組合の契約規則第22条におきまして、指名競争入札に付するときには5

人以上の指名競争入札参加者を指名することとなっておりますこと、それから本事業、ただいま説明しました予定価格から構成市町における過去の指名数を勘案し、5社といたしたものでございます。

入札に関する経過といたしましては、昨年11月22日に指名委員会を実施いたしまして、12月7日に開札を行ったものでございます。

入札に至りますまでに、郵送の通知によりまして12月5日に辞退届を提出した会社が2社、また翌12月6日に辞退届を提出した会社が1社、電話による辞退連絡が1社ございました。その結果、1社の応札となり、静岡市駿河区に所在いたします大瀧建築事務所が318万6,000円で落札したものでございます。

1社のみのお応札による入札が適正であったかというお尋ねでございますが、こちらに関しましては、入札を辞退した業者がある中で、応札した業者は他に指名された業者が入札を辞退しているといった情報を知ることができません。そういった意味で競争性は確保されていると考え、入札は適正であったと考えております。

なお、辞退をする理由につきましては、業務委託の履行期限までに成果品を提出することが難しいなどの企業側の人的な問題、それから時間的な問題にあると考えております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 郵送による公告と、そして辞退の経過について今御報告がありましたけれども、1社のみのお応札で競争性は確保されているという御答弁でした。

しかし、入札の要件というのは競争性だけではなくて、透明性と公正性、そして何よりも契約をする当組合の経済的な利益が得られるかどうかということが非常に重要なわけです。そこで、1社お応札のみで、それが担保されるかということについては、必ずしも是認できないというふうに私は思います。

三島市の契約規則というのがあるんですが、その第14条に「一般競争入札の延期等」という項目がありまして、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは一般競争入札を延期し、中止し、又は取り消すことができるということで、その第1に「入札参加者が1人であるとき」というふうな規定があるんですね。一般競争入札の規定ですので、では指名競争入札でこれが適用されないじゃないかという声もあるかもしれませんが、第23条で、指名競争入札の項なんですけど、一般競争入札の規定を準用するというふうにならざるを得ないというふうな状況でございます。ですから、指名競争入札においては、特段1社お応札においては入札をして適正を欠くという判断を持っているわけですが、改めて確認しますが、その結果についていかがでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいまの下山議員のほうから御指摘のありましたその1社お応札の適法性につきましてですが、結果的に本契約につきましては1社お応札という結果になりました。先ほど消防本部としての考えは述べさせていただいておりますけれども、指名をさせていただ

た会社にとりましては、どこの会社が指名されているのかもわからない状況の中で、どこの会社が辞退しているのかもわからない。そういった中で最終的に1社になったということになります。

確かに御指摘のとおり、1社であることがよいか悪いかということの判断はそれぞれ多少違いかもしれませんが、今後こういったような随時の契約に関しては十分注意しながら、またその参加者数も勘案しながら、再度また検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 改めて申し上げたいと思いますが、本入札は指名競争入札であり、指名された5社のうち4社が辞退し、1社のみの応札でありながら入札が成立したとの判断で契約に至っております。指名競争入札は、一般競争入札で行われている入札公告を公開することなしに実施される。不特定多数への競争に参加する機会がいわば閉ざされているわけですね。発注者である当組合が事前に恣意的に選んだ会社への指名競争入札を行う旨を通知して入札に参加してもらうことになっています。

この本入札では5社を選び、結果的に1社のみの応札でした。これは明らかに会社の選び方とか指名基準に問題があったということが類推されるのではないかと私は思うんですね。指名する会社の選び方に問題があり、その結果として1社の入札であったならば、競争性が結果的には確保されなかったというふうに指摘されても仕方がない。いわゆる入札の目的が失われているというふうに言われても仕方がない。そうであるならば、指名方法に問題があり、不適切な入札であり、無効と判断すべきではなかったか。ですから、1社応札のみということがわかった段階で、この入札については契約に向かわず、もう一度入札をやり直すという判断を持つべきではなかったか。そこで、指名競争入札を最初からやり直すか、または一般競争入札に切りかえて行うべきだという判断をその段階で持つべきではなかったかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいま下山議員のほうからお尋ねのありました件ですが、私ども消防本部といたしましては、指名した業者が偏っていたとか、そういったことを考えてはおりません。先ほど御説明させていただきましたけれども、構成市町に限らず、近隣の行政団体で類似の業務を請け負っている会社、それから予定価格を勘案して指名者数を決めさせていただいております。

そういった中で、本来このファシリティマネジメントに関しましては、各自治体の持つ施設のことの計画になりますけれども、一方で総務省のほうからは一部事務組合が維持管理しているこの消防施設等に関しましても、平成28年度中に策定しなさいというところもございます。そこで移行期間を焦ってやっているわけではございませんけれども、そういった公共施設のファシリティマネジメントにつきましては、今後の維持管理に影響することが多いわけですから、限られた予算の中で既にこういったノウハウを持っている事務所を選んで指名競争入札をしておりますので、結果として1社応札になってしまいましたけれども、そういった意味では競争性は担保され

ていると私どもは考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 形式的に指名競争入札で行った場合に、結果的であったとしても1社応札入札だという状況については、一般的に入札についてはやり直すべきだという見解があると私は認識をしています。指名競争入札における1社応札という状況を改めるという点では、5社以上という規定をさらに数をふやすという対策もあると思うんですね。2回目をやって、さらに客観性を持たせる、公平性を持たせるというやり方もあったのではないか。例えば12月7日が期限で、それ若干期限が延びても、非常に問題があるという種類の契約ではなかったと思います。

たとえこれが1週間、2週間もしくは翌月になったとしても、事業については仕事ができるはずですので、若干の準備が変わってきますけれども、ですのでやはり考え方として今後計画を進める場合に、特に指名競争入札を行う場合には基準を上回る会社を選任するということと、1社応札の場合には、やはりそれはやり直すということを判断として持つべきだと思います。そうしてこそ本来の入札目的が達成される、競争性やその他の透明性、公正性、そして何よりも経済性が担保されるという考え方をぜひ持っていただきたいということを、これは見解をただしても同じような答弁しか得られないと思いますので、これは私の意見として申し上げておきまして、質問を終わります。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（土屋俊博君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで副管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

高村副管理者。

○副管理者（高村謙二君） 平成31年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合定例会議会2月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、まことにありがとうございました。

本議会で賜りました貴重な御意見、御提案につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、議員各位におかれまして、くれぐれも健康に御留意をされ、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げさせていただきます、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶

捗とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋俊博君） 以上をもちまして平成31年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時12分

地方自治法第123条の規定により署名する

平成31年2月13日

議 長 土 屋 俊 博

署 名 議 員 下 山 一 美

署 名 議 員 佐 野 利 安